

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習のご案内

山形労働局登録教習機関登録番号第45号
(登録有効期間 平成26年3月30日)
一般社団法人山形県労働基準協会連合会

労働安全衛生法・酸素欠乏症等防止規則による酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習を、下記のとおり実施いたします。

労働安全衛生法施行令別表第6に掲げる酸素欠乏危険場所、及び硫化水素中毒の発生のおそれのある場所での作業では、労働者の指揮、酸素及び硫化水素濃度の測定、保護具の点検等、労働災害防止のための指揮監督を行わせるため、技能講習を修了した者の中から、作業主任者を選任することが義務付けられています。

この機会に是非受講され、作業主任者の資格を取得し、事業場における当該業務体制の整備を図られますようご案内申し上げます。

記

1. 日時・会場・定員

①日程 (3日間)	時 間	会 場	定 員
平成25年12月9日(月) ～11日(水)	初 日：9時30分～16時 2日目：9時～17時 3日目：9時～17時	山形ビッグウイング 山形市平久保100 TEL 023-635-3100	60名 (先着順)
②日程 (3日間)	時 間	会 場	定 員
平成26年1月28日(火) ～30日(木)	初 日：9時30分～16時 2日目：9時～17時 3日目：9時～17時	山形ビッグウイング 山形市平久保100 TEL 023-635-3100	60名 (先着順)

2. 講習科目

- (1) 酸素欠乏症、硫化水素中毒及び救急そ生に関する知識 : 3時間
- (2) 酸素欠乏及び硫化水素の発生の原因及び防止措置に関する知識 : 4時間
- (3) 保護具に関する知識 : 2時間
- (4) 救急そ生の方法(実技) : 2時間
- (5) 酸素及び硫化水素の濃度の測定方法(実技) : 2時間
- (6) 関係法令 : 2.5時間
- (7) 学科試験 : 1時間
- (8) 実技試験(酸素及び硫化水素濃度の測定、救急そ生の方法) : (全員に要する延時間)

3. 申込方法・受講料

- (1) 申込先は下記4の最寄りの労働基準協会または当会へお願いいたします。
(申込先と送金先は同じ団体へお願いします。銀行振込の場合は各団体へお問合せください。)
- (2) **申込期間は10月1日(火)から講習初日の1週間前まで。**但し、定員になり次第締切ります。
受講の取消しは講習初日の1週間前まで。それ以降取消しの場合、受講料は返還いたしません。

受講料 (税込)	テキスト代 (税込)	合 計
18,000円	2,100円	20,100円

4. 申込先・お問合せ先

山形県労働基準協会連合会	山形市緑町1-9-30 緑町会館3F	TEL 023(674)0204	FAX 023(615)1366
置賜労働基準協会	米沢市金池1-4-20	TEL 0238(21)5678	FAX 0238(21)5679
鶴岡労働基準協会	鶴岡市馬場町11-63 鶴岡産業会館旧館	TEL 0235(22)1759	FAX 0235(22)1761
酒田労働基準協会	酒田市中町2-5-19 酒田駐車ビル1F	TEL 0234(22)1311	FAX 0234(22)1316
最上労働基準協会	新庄市金沢字中関屋804	TEL 0233(22)0942	FAX 0233(23)3845
村山労働基準協会	村山市楯岡新町3-2-18-10	TEL 0237(53)2664	FAX 0237(53)2418

※受講No.	
--------	--

酸素欠乏・硫化水素危険作業主任者技能講習申込書

受講日 <small>(○をつけてください)</small>	12/9 ~ 12/11 山形会場			<div style="border: 1px solid black; padding: 5px; text-align: center;"> 写真貼付欄 全面のり付け </div> <small>3.0cm</small>	
	1/28 ~ 1/30 山形会場				
ふりがな			性別	<small>2.4cm</small>	
氏名 <small>(略字不可)</small>			男・女		
生年月日	S H	年 月 日	本籍地	都道府県	都道府県名のみ 記入してください
現住所	〒 電話番号 (- -)				
勤務先	名称				
	所在地	〒 電話番号 (- -)			

※入金日	月 日	受講料 (18,000円) テキスト代 (2,100円)	※現金・振込	※修了証番号
------	-----	---------------------------------	--------	--------

※ご記入頂いた個人情報につきましては、当会が責任をもって管理し、他の目的には一切使用いたしません。 ※印欄は記入しないでください。

※①氏名は略字を用いることなく、戸籍上の姓名を、受講者ご本人が記入して下さい。

この申込書に基づき修了証を交付します。後日訂正する場合は手数料がかかります。

- ②申込書に、写真1枚（正面・脱帽・上三分身、背景無地、縦3.0cm×横2.4cm、写真専用用紙使用）を、所定欄に貼付して下さい。
- ③テキストは、講習初日にお渡しします。
- ④初日は、受付等で大変時間がかかりますので、早目においで下さい。
- ⑤3日目(実技の日)は、作業衣等動き易い服装で受講して下さい。

5. その他

- (1) 建設労働者確保育成助成金（技能実習一経費助成・賃金助成）の支給が受けられます。
 - ①経費助成：受講料の70%を支給（消費税含む）
 - ②賃金助成：日額7,000円を支給（受講者へ支払う賃金に対する助成金）
- (2) 雇用保険料率が16.5/1000適用の中小建設事業主で、受講者が被保険者であること。
- (3) 講習終了後、2ヶ月以内に山形労働局へ申請の手続きを行って下さい。
(山形労働局 職業安定部 023-626-6101)